

## 富山地方裁判所

〒939-8502 富山市西田地方町 2-9-1

【最寄りの公共交通機関からのアクセス】

富山地方鉄道バス「検察庁前」バス停から徒歩約1分

富山県内の裁判員裁判対象事件数

・・・17件



### 会場の声

実刑か執行猶予かなどの問題について、自分の気持ちをまとめるのが難しいと思います。

確かに、実刑か執行猶予かといった問題など、お一人で気持ちや意見をまとめることが難しい問題も出てきようかと思います。ただ、評議では、すぐにご自分の気持ちをまとめていただく必要はありません。評議が進む中で、自由に自分の気付いたところから、ご自分の感じたことや疑問に思ったことなどを率直におっしゃっていただき、また、他の方々の発言などにも耳を傾けながら、徐々にご自分の考え方をまとめていただければよいのです。裁判官も最初からまとまった考えを持っているわけではありません。評議の中で、みなさんのご発言などに耳を傾けながら、自分の考え方をまとめていきます。

( 富山地方裁判所刑事部 裁判官 坂田 正史 )

### 高等裁判所 裁判官からも一言



裁判官生活を始めて以来、約14年間、刑事裁判を中心にたずさわって参りましたが、平成21年5月までには裁判員制度が始まり、刑事裁判が大きく変わろうとしています。

私も、裁判員制度の説明などの広報活動に参加させていただいておりますが、裁判員制度に積極的に参加したい、と意欲を示して下さる方がいらっしゃる一方、裁判は難しい、敬遠したい、という反応を示される方もいらっしゃいます。確かに、裁判というのは、被告人の有罪・無罪を決めるとともに、被告人や関係者の人生までも左右しかねない面もありますので、簡単ではありませんが、一人ではできないことも、裁判員6人と裁判官3人の9人で力を合わせれば、できるのではないのでしょうか。

裁判員制度のもとでの裁判は、事前に争点が整理されて明確になり、証拠も必要なものに絞られて提出されますので、今まで「分かりにくい」とされていた裁判が、分かりやすいものになります。そして、裁判員の方々は、裁判官とともに法廷で証拠に接し、有罪か無罪か、処罰を重くすべきか軽くすべきかなどについて、自分なりの考えや視点を見つけ、9人で行う「評議」の場で自由に発言していただくことになります。そして、色々な視点からの様々な意見を聴くことにより、一人では結論に至らなかった点についても、解決に向かうのではないかと思います。

このように、裁判員の方々には、特別な能力が要求されているわけではなく、日ごろの生活の中で発揮されている力をそのまま出していただければよいと思います。まずは、力を抜いて、自然体で参加してください。

(名古屋高等裁判所刑事第2部 裁判官 松岡 幹生)